

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
11月5日  
(火曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

救急病院の認定 (医療政策課) ..... 三

保安林予定森林 (萩市) (森林整備課) ..... 三

海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正 (漁港漁場整備課) ..... 四

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) ..... 五

○選管告示

政治団体の名称等 ..... 五

政治団体の異動事項 ..... 五

解散等に係る政治団体の名称等 ..... 五



## 山口県告示第二百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十一月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

令和元年十一月五日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 テルモ山口株式会社  
住 所 山口市佐山三番二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 テルモ山口株式会社  
所在地 山口市佐山三番二二
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種類  | 構 造                               |             | 使 用 の 方 法   |                 |
|---|-----------------------------------|-------------|-------------|-----------------|
|   | 能 力                               | 工 事 着 手 日 定 | 工 事 完 成 日 定 | 使 用 開 始 日 定     |
| 六三ーホ  | 二二〇<br>( $\text{m}^3/\text{分}$ )  | 令和二、一〇      | 令和二、一五      | 令和二、一三          |
| 六五  | 二六、四〇〇<br>( $\text{本}/\text{日}$ ) | 令和二、一       | 令和二、一五      | 令和二、一六          |
| 備考 「六三ーホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。 |                                   |             |             |                 |
|   |                                   |             |             | 使用時間間隔 連続二四時間   |
|   |                                   |             |             | 一日当たりの使用時間 変動なし |
|   |                                   |             |             | 季節的変動の概要        |



五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

|     |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |   |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|
| 処理後 | 七・五 | 六・五 | 八・五 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 〃 | 〃 |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|

| No. 1<br>排<br>水<br>口 | 排 出 水             |                    | 汚 染 状 態         |              | の 値          |               | 排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
|----------------------|-------------------|--------------------|-----------------|--------------|--------------|---------------|------------------------------|
|                      | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 化学的酸素要求量<br>(mg/l) | 浮遊物質量<br>(mg/l) | 窒素<br>(mg/l) | リン<br>(mg/l) | ふっ素<br>(mg/l) |                              |
| 七・五                  | 通 常               | 通 常                | 通 常             | 通 常          | 通 常          | 通 常           | 一、七〇七・八                      |
| 六・五                  | 最 大               | 最 大                | 最 大             | 最 大          | 最 大          | 最 大           | 一、七〇七・八                      |
| 八・五                  | 〃                 | 〃                  | 〃               | 〃            | 〃            | 〃             | 〃                            |

山口県告示第二百二十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年十一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

周防大島町立橋病院 大島郡周防大島町大字西安下庄三九 令和四、九、三〇

二〇の一七

周防大島町立東和病院 大字西方五七一の〃〃

山口県告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年十一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

- 萩市大字弥富上字上大坪一二〇五の一、一二〇八の一、一二一〇、一二一一の一、一二一二の一、一二一三の一、一二一三の二、一二一五の一、一二一七、一二一八、一二二〇、一二二一、一一四六〇、一一四六二の二、字熊ヶ谷一二二九から一二三二まで、一二三四、一一四六四から一一四六六まで、一一四六七の一、一一四六八の

- 一、一一四六八の二、一一四六九の一、一一四七一の一、一一四七二の二、一一四七三の一、一一四七三の三、一一四九六から一一四九八まで、字登り尾一二三五、一二三七、一二三八、一二四〇、一二四一の一、一二四一の二、一二四四から一二四六まで、一二四八、一〇九〇八、一〇九〇九、一〇九一四、一〇九一五の一、一〇九一六、一〇九一八、一〇九一九、一一四七四から一一四七七まで、一一四七八の一、一一七〇〇、一一七〇一、字下大坪一二五〇から一二五二まで、一二五四から一二五七まで、一二六一の一、一二六一の三、一二六二、一二六五、一二六六、一二六八の一、一二七〇の一、一二七〇の二、一二七一、一一四七九の一、一一四八〇、一一四八一の一、字代明一二八四、一〇九二六、一〇九二九、一一四八三の一、字上亥ノ追一四七八、一四七九、一四八二、一一四八九から一一四九一まで、一一七一五、一一七二六、字屋敷田二五九三の一、一五九三の四、一五九四の一、一六〇四、一六〇八、一一四九九、一一五〇二、字山谷一六六二、一六六三の一、一六六六、一六七六の一、一〇九八三、一〇九八八、一〇九九〇、一〇九九二の一、一〇九九三から一〇九五五まで、一一〇〇七、一一〇二七の一、一一二二三、一一五五二の一、字姥屋敷一六七九の二、一六八一の一、一六八二、一六八三の一、字岩ヶ本一七〇〇、一七〇四の一、一七〇四の二、一七二四、一七二九、一七二〇、一七二二、一一二二七、字中開作一七八〇、字焼暮一七八六、一七八七、一七八九、一七九二、一一五四三の五、一一五四三の六、一一五四四の四、一一五四四の七から一一五四四の一〇まで、一一五四五の四から一一五四五の六まで、一一七四六、字平治郎一七九三、一七九五から一七九八まで、一一五四六の三から一一五四六の二二まで、一一五四六の六、一一五四六の一七、字観音原一八〇二の一、一八〇三の一、字鳥越一八〇九の一、一八一〇の一、一八二〇の二、一八一、一八一二、一八一四、一八一八、一一七四八、字炭山一八二〇、一八二五から一八二七まで、一八二九から一八三一まで、一八三二の一、一八三三、一八三三の二、一八三三の三、一八三四、一八三五、一八三七、一八四〇、一一〇一九の二、一一〇二二、一一五五〇、一一五五一の一から一一

- 五五一の三まで、一一五五一の六、一一五五一の七、一一五五一の九から一一五五一の一五まで、一一五五一の一七から一一五五一の二〇まで、一一五五二の二から一一五五二の一四まで、一一五五二の一六、一一五五二の一七、一一五五二の一九、字館一八四六から一八四八まで、一一五四七の二から一一五四七の五まで、一一五四七の〇、一一五四八、一一五四九の二から一一五四九の六まで、字烏帽子明一〇九〇、一〇九〇一、一〇九〇四、一〇九〇五、字惣治郎一〇九〇六、字大坪一〇九二〇、一〇九二二の一、一〇九二二の二、一〇九二三から一〇九二五まで、字亥ノ追一〇九六三、一〇九六六、一〇九六七、一一〇一九の一、字河内一〇〇〇〇、字屋形一〇一九、字田ノ口一〇二四の一から一〇二四の三まで、字古坂一〇二四の四、字坂根一一〇二八の一、一一二二二の一、一一五三九の一、字登尾一一四六二の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十二号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百二十六号)の一部を次のように改正する。

令和元年十一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県山口北沿岸萩漁港海岸に関する部分を次のように改める。

山口県山口北沿岸萩漁港海岸

1 海岸保全区域の名称 鶴江新川地区海岸保全区域

2 指定区域

- 一、二、三、四、五、六、七、八、八の一、八の二、九、九の一、一〇、一一、一二、一三、一四、一四の一、一四の二、一の一、一の各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域

3 点の位置

(一) 基点

- 一 北緯三四度二分二五秒東経一三二度二分四〇〇秒の点
- 二 基点一から一〇〇度三分二二秒一二四・七メートルの点
- 三 基点二から一二九度五分二七秒一一七・七メートルの点
- 四 基点三から一〇八度五一分〇九秒一八八・八メートルの点
- 五 基点四から九度一〇分四三秒二〇一・一メートルの点
- 六 基点五から四五度四分二秒三秒四一五・五メートルの点
- 七 基点六から五三度四分一九秒一七五・六メートルの点
- 八 基点七から二九度一分一九秒一三二・四メートルの点
- 九 基点八から一〇度〇〇分五五秒二三四・四メートルの点
- 九の一 基点九から一五五度一分五八秒五三・一メートルの点
- 一〇 基点九の一から二五七度一分九分一八秒二五三・〇メートルの点
- 一一 基点一〇から二四〇度一分四二秒一四七・一メートルの点
- 一二 基点一一から一八六度四分三〇秒七一・八メートルの点
- 一三 基点一二から二二五度四分三九秒三五九・三メートルの点
- 一四 基点一三から二五〇度〇六分四一秒一九六・三メートルの点

(二) 補助点

- 一の一 基点一から二三二度一分一六秒五二・〇メートルの点
- 八の一 基点八から九九度五七分四〇秒五三・〇メートルの点
- 八の二 基点八から一七二度二分二七秒一二六・一メートルの点
- 一四の一 基点一四から二三九度三分三三秒二三・〇メートルの点
- 一四の二 基点一四から三一二度一分九分四四秒七八・五メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十

三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一條の基準に従つて測定したものである。

2 方位は、真方位とする。



があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十一月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 解散年月日        |
|-------------|--------|----------|------------------|--------------|
| 石井みどり山口県後援会 | 小山 茂幸  | 角 真人     | 山口市吉敷下東/丁目4番/号   | 令和元<br>年8、22 |
| かわの哲男後援会    | 土井 郁男  | 河野 笙子    | 宇部市大字西岐波/233     | ” 7、31       |
| 西村まさみ山口県後援会 | 山内 高史  | 安山 泰吾    | 山口市小郡黄金町7番66号    | ” 8、22       |
| 福田洋明後援会     | 水岡 務   | 福田加津代    | 熊毛郡平生町大字宇佐木528の3 | ” ” 6        |
| ふじむら典久後援会   | 吉見 正孝  | 藤村 耕三    | 山口市大内長野215の4     | ” ” 13       |